

平成30年度第3回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時：2018年（平成30年）11月6日（火）9：30～12：00

会 場：藤沢市役所本庁舎 5階 5-1・5-2会議室

出席者：石渡代表、齊藤副代表、小川委員、小野田委員、加藤委員、北坂委員、木原委員、木村委員、郡部委員、小林委員、島村委員、新城委員、高橋委員、高山委員、田中委員、手島委員、戸高委員、濱坂委員、船山委員、前田委員、村松委員、山田委員、横川委員

計23名

事務局：片山福祉健康部長

福祉事務所長兼生活援護課長（矢後）

福祉健康総務課長（蓑原）

地域包括ケアシステム推進室（平井、三ツ井、一瀬）

子ども家庭課（大庭、安田）

障がい福祉課（安孫子、鈴木（隆）、加藤、寒河江、佐藤、鎌田、鈴木（俊））

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計16名

欠席者：櫻井委員

傍聴者：5名

（事務局：安孫子参事）

それでは定刻になりましたので、ただ今から平成30年度第3回藤沢市障がい者総合支援協議会を開催させていただきます。既に傍聴の方もご入室していただいております。傍聴の皆様方におかれましても、協議会の円滑な進行にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。改めまして、本日ご多用のところ、協議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は、進行を務めさせていただきます、障がい福祉課の安孫子と申します。どうぞよろしく願いいたします。最初に協議会の委員の方の交代についてお伝えさせていただきます。これまで労働関係機関の代表としまして、湘南地域就労援助センター長の曾根様に委員をお願いしておりましたが、曾根様が先月逝去されたということで、新たに小川様にご就任いただきました。恐れ入りますが、小川委員、自己紹介よろしく願いいたします。

（小川委員）

湘南地域就労援助センターの小川です。10月1日に曾根が病により急に亡くなりまして、私たちも混乱の中になりました。こちらの協議会には、以前私

も出席させていただいておりましたので、引き続きという気持ちで、藤沢の様々な課題に私からもセンターとして意見を申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：安孫子参事)

どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます前に、本日の委員の出欠状況及び資料について確認させていただきます。

(事務局：鈴木(俊)主任)

障がい福祉課鈴木よりご案内させていただきます。まず、委員の出欠席についてですけれども、本日、櫻井委員より欠席のご連絡をいただいております。続きまして、資料の確認に移らせていただきます。事前に送付させていただいている資料から確認をさせていただきます。まず、平成30年度第3回藤沢市障がい者総合支援協議会の次第、こちらが1枚。資料1 計画検討委員会及び専門部会の実施報告について、資料2-1 藤沢市地域生活支援事業居室確保事業実施要領、資料2-2 藤沢市緊急時における相談・受入れの手引き(案)、資料2-3 ご家族などの急な不在に備えて、こちらリーフレットの案になります。資料2-4 安全・安心プラン、資料4 成人期の支援に関する意見のまとめ、参考といたしまして、平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会の委員名簿(改)、こちら委員名簿につきましては、事前送付の資料に訂正がありましたため、本日配布資料という形で差し替えさせていただきます。続きまして、当日の配布資料になります。資料3 藤沢市障がい者相談支援事業の目指す方向性(案)、高齢期における支援課題に関する意見記入シートのご協力について(依頼)、平成30年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会の会議録(案)、こちら修正がある場合は、11月20日火曜日までに事務局まで連絡をお願いいたします。先ほど申し上げました平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会の委員名簿(改)になっております。当日の配布資料といたしまして、知ってあんしん成年後見基本の「き」、市民講座のご案内、意思決定支援のワークショップのご案内、以上が配布資料となっております。資料の不足等ございましたら、お願いいたします。以上となります。よろしくお願いいたします。

(事務局：安孫子参事)

ここから、議事に入らせていただきます。なお、会議の記録を作成する関係上、録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。また、ご発言の際には、マイクをお届けしますので、お名前を仰ってからご発言くださいますようお願いいたします。ここからの進行につきましては、石渡代表にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(石渡代表)

おはようございます。代表の石渡です。一気に秋めいてきたような気もいたしますが、体調を崩している方はいらっしゃるのでしょうか。今日も議事がたくさんありますので、早速始めさせていただきます。それでは計画検討委員会および専門部会の実施報告についてということで、まず計画検討委員会のご報告を高山委員にお願いしたいと思います。

(高山委員)

ルーテル学院の高山です。資料1に基づきましてご報告申し上げます。資料1の1ページ目をご覧ください。第3回の計画検討委員会を10月1日に開催いたしました。議事については、主に3点でした。1点目、4の議事(1)ですが、地域生活支援拠点等の整備に関する取組の進捗状況について、事務局よりご説明いただきました。10月1日現在での、条件付きのご説明でした。また、これらをどのように周知していくかのご予定についても伺いました。今後についても、引き続き進捗状況の報告をいただくということを確認いたしました。2点目(2)「きらりふじさわ」平成29年度の実績についてです。資料1の2ページ目をご覧ください。「きらりふじさわ」掲載事業178の事業について、第2回委員会で各委員より様々な質問や意見が出されました。委員からの意見については、モニタリングシートに明記をしていただきました。また質問については、Q&Aの形式でご報告をいただきました。出されました意見としては、就学相談について、子どものサポートファイルについて、庁内の障がい者雇用について、発達障がい児者について、安心して地域で生活するための基盤づくりについて、意見が出されております。今後につきましては、第3回の委員会の中で出されました意見については、また改めてモニタリングシートに反映していただくことを確認しました。また、事前に各委員から質問等出されておりますが、これらについては後日改めて事務局よりご回答をいただくことになっております。3ページ目です。(3)「きらりふじさわ」中間見直し平成30年度の実績・中間報告について、事務局よりご報告をいただきました。特に、この中間見直しが行われました現計画について、今年度の実施されている取組の中間報告ということになりました。6点ありました。障がい児の支援体制の充実、発達障害のある人への支援体制の充実、相談支援体制の充実、人材の確保と育成、緊急時における支援体制の整備、そして障がいのある人への意思決定支援に関する取組についての報告でした。次回は、2019年1月21日に開催の予定です。以上です。

(石渡代表)

高山委員ありがとうございました。それでは、続きまして相談支援部会のご報告を田中委員からお願いいたします。

(田中委員)

藤沢相談支援ネットワークの田中です。よろしくお願いいたします。相談支援部会の報告です。報告事項に関してはいつもどおりで、この協議会の報告と検討委員会の実施報告、アンケートの協力等々ありました。協議事項といたしまして、地域生活支援拠点等の整備に関する取組についてということで、事業の実施要領、実施の手引き、周知文、安心・安全プランについての報告について、委員の方から意見をいただいております。いただいた意見の中で、追加項目として、今後緊急時にしてほしいこと、緊急時にしてほしくないこと、災害時などに必要な支援等を記入するものを付け加えさせていただいております。また、居宅訪問の進捗状況について、対象者は今年度5名ですが、現在調整段階ということになっております。その他として障がい者の相談支援体制整備についてですが、これについては次の議題の中で報告等々されると思います。被る部分がございますので、ここでは簡単にご報告しますが、今後部会としては、平成32年度に向けて、平成31年度は何をどのように展開して行けば、混乱なく平成32年度に実施できるか等を検討しています。その結果については、協議会に提示して承認していただけるようなものを作り上げて行きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。2番目、3番目の議事と被りますので、報告は簡単に終わらせていただきたいと思います。以上です。

(石渡代表)

田中委員ありがとうございました。それでは続いて重度障がい者支援部会の報告について、齊藤副代表お願いします。

(齊藤副代表)

資料7ページになります。今回は福祉避難所の運営シミュレーションゲームということで、静岡県が開発しました避難所運営ゲームで、頭文字を取ってHUGというニックネームが付いているのですが、それを国際福祉大学と鎌倉養護学校が共同開発して福祉避難所にバージョンアップした福祉避難所運営ゲームというのがありまして、今まで重度障がい者関係で防災をテーマとして取り上げてこなかったところがありましたので、それについてやってみようということで、やりました。この福祉避難所運営ゲームにつきましては、藤沢市では障がい福祉課で既に課内会議の中でやっていただいたり、それから今回は重度障がい者支援部会でやったのですが、それ以外に法人協議会の主催で、湘南台文化センターを会場にして1回、心のバリアフリー推進事業としてもやらせていただきました。先日、危機管理課の関係する、実際の市民センターの担当職員さんにも20人くらい集まっていた中で、実際この避難所運営のシミュレーションをやっていたということ、藤沢市として非常に積極的に取り組んでいただいているという状況にあります。参加していただく方々の職種や属性によって、かなり反応や気づきの点が違ったりしたので、今後重度障

がい者支援部会として、他でやったものを含めて課題の分析を試みようかと検討しているところです。以上です。

(石渡代表)

齊藤副代表ありがとうございました。それでは次に、権利擁護部会について郡部委員お願いいたします。

(郡部委員)

権利擁護部会のご報告をさせていただきます。お手元に資料はないので、口頭で簡単にご報告いたします。第3回権利擁護部会ですが、10月29日に行いました。まず第2回障がい者総合支援協議会の報告がありまして、特に居室確保事業の説明がありました。それから湘南東部圏域権利擁護ネットワーク会議の小林さんから研修会の報告がありました。こちらは10月27日に鈴木敏彦先生をお迎えして、現場で活かす意思決定支援ということで、ご講演と事例検討・演習を行いました。第3回権利擁護部会の議題ですけれども、ご家族の関りについてのアンケートを議題にいたしまして、アンケートの配布先、回収状況、今後のスケジュール等、事務局から実施結果についての報告がありました。150枚回収されまして、調査の内容は、当事者の意思の伝え方や当事者の気持ちや希望を知るために、ご家族はどんな工夫をされているかというような内容で、お母様からの回答が大変多く、保護者の方が本人の希望や気持ちを知るためにした工夫というのは、まさに我々支援者の支援そのものだったというような感想が聞かれました。今後のスケジュールですけれども、さらに事務局でまとめたものを考察しまして、1月、2月位までには、まとめたものをご提出する予定です。権利擁護部会の報告は、以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。計画検討委員会と3つの専門部会からご報告をいただきましたが、今のご報告について、何かご質問、ご意見おありの委員の方、いらっしゃいますか。それでは次の議題、2番目の地域生活支援拠点等の整備についてに移らせていただきます。まず、事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

障がい福祉課の佐藤でございます。よろしく申し上げます。資料2-1から資料2-4を使わせていただきますので、お手元にご用意をお願いいたします。では、着座にて失礼いたします。この拠点等の整備に関しましては、前回8月の協議会で報告させていただきまして、その後、居室確保事業の準備であったり、相談支援部会の皆さんの意見を聞いたりとかいうところで進んで参りました。8月に提示させていただいたスケジュールから若干遅れておりますが、居室確保事業に関しましては、3つの法人と協議をされていて、もう少しで

契約締結というところまでは行っております。安全・安心プランの取組につきましては既に始めておりますので、そういったご報告をさせていただければと思っております。資料2-1が前回もお伝えした居室確保事業の実施要領です。5月の第1回の協議会からこの居室確保事業についての概要をお伝えして、質疑応答・意見をいただきまして、実施要領という形で8月1日付の制定でまとめております。こちらに基づいて、契約を進めているというところがございます。詳しくは割愛させていただきますが、緊急一時的な宿泊の場を提供するための居室の確保及び支援を実施する、ということになります。こちらに関しましては、短期入所を優先としまして、そちらが受け入れ困難な場合に居室確保事業を発動できるように、受け入れ態勢を整えているところがございます。詳しくは資料2-2に手引きの案というのがございますので、こちらを説明させていただきます。こちらの手引きに関しましては、先の9月下旬に短期入所の事業所やコーディネートを担っていただく相談支援事業所、居室確保の運営を予定されている法人さんを集めて、連絡会のような形で取り決めを確認させていただきました。その時に使わせていただいた資料と同一のものでございます。1ページ目の下のところの流れは、何度か説明させていただいたとおりですが、コーディネート機関の相談窓口で受けた対応ということで、短期入所の受け入れ機関に繋がります。短期入所が受け入れ困難な場合は、居室確保事業が発動されるというような形になります。その流れをご確認いただいて、2ページの事前相談・登録というところがございます。初回の相談として障がい福祉課で受付をしたあと、障がい福祉課が相談支援事業所に繋ぐ形になります。相談支援に繋がっている利用者に関しましては、相談支援事業所がアセスメントを行い、安全・安心プランを作成することになります。基幹相談支援センターえぼめいくは、相談支援事業所に繋がっていない人のアセスメントを行うというところを整理しております。その結果として、短期入所の申請やサービスを使うための認定など、緊急時に備えていることになります。居室確保事業も原則として事前登録制となっておりますので、このアセスメントの結果として、事前進めていく仕組みとなっております。3ページ目は、緊急時、何か実際に起こってしまったときで、4番目が緊急時の想定ということで書いております。家族等の日常的に支援を行う者が、疾病・事故等の急な不在となり、在宅での生活が困難な状態、緊急一時的に宿泊の場の提供および支援が必要な状態というところになります。例えばその下に書いてある宿泊を伴う家族等の長期出張、冠婚葬祭など、こちらはあらかじめ予定が明らかな場合として、原則として対象外になります。ただし、緊急の場合については、他の受け入れ先が見つからずやむを得ない場合は使うことも有りうるということで書いてあります。その他虐待の恐れがある場合やご本人の急な体調不良などは、虐待相談、救急医療の流

れになりますので、ここでいう緊急時とは違う想定として整理をしているところ  
です。3ページ目の下はフローチャートになっておりますので、ご確認ください。  
最後4ページ目には、緊急時における対応について、平日日中と夜間土日祝日  
で対応を分けております。夜間土日祝日に関しましては、基幹相談支援  
センターで緊急対応を担うよう準備しております。そこを踏まえつつ、資料2  
-3のリーフレットをご覧くださいと思います。こちらに関しましては、  
相談支援部会にご意見等いただき作成したものです。本日は協議会で見ていた  
だいて、何かご意見がありましたら修正や意見を反映させていただいて、それ  
で居室確保の事業所の契約が完了し次第、配布を開始する予定でございます。  
こちら表面に関しては、事前の相談窓口ということで、緊急時に備える相談支  
援というのを前面に出したリーフレットでございます。あらかじめ緊急時に備  
えた想定をして、相談支援事業所でアセスメントを行う流れを広めて行くところ  
でございます。事前相談は障がい福祉課で、ただし、相談支援事業所にあら  
かじめ繋がっている方は、相談支援事業所の提案でアセスメントをするという  
ことも考えられるかと思えます。このリーフレットの裏面が、緊急時の相談・  
受入ということになります。ここに短期入所サービスや居室確保事業のことが  
書いてあります。最後に、基本事前相談が原則ではありますが、事前相談する  
前に緊急時の支援が必要になった場合ということで、障がい福祉課と夜間休日  
の窓口ということで、基幹相談支援センターの連絡先、委託を受けた相談支援  
事業所が対応し、そちらの連絡先が記入されている予定でございます。そのよ  
うな形で急な相談にも対応できる仕組みにするところでございます。このリー  
フレットを今作成しているところでございます。最後に資料2-4安全・安心  
プランになります。相談支援部会の報告にもございましたが、こちらを広めて  
いきたいというところでございます。相談支援部会からのご意見を受けて、以  
前に提示をさせていただいたものから、少し内容を強化しているところござ  
います。10月の計画相談の事業所連絡会で、安全・安心プランの紹介をさせ  
ていただきつつ、サービス利用計画を作るときに活用してくださいというお話  
をさせていただきました。こちらは何か緊急時に備えた形でいろいろプランを  
立てて、それを関係者全員で共有できるような仕組みになっております。市内  
の全計画相談の事業所にご案内するとともに、藤沢市ホームページにも公開し  
ております。基本はサービス等利用計画を作るときに、さらに安全・安心プラ  
ンを作成するというところを想定しております。今後も周知して行きながら、  
事前の備えを地域に広められたいと考えているところでございます。資料2-  
1から資料2-4までの報告でございました。以上でございます。

(石渡代表)

事務局ありがとうございました。緊急時の対応ということで、藤沢市独自の

この居室確保事業という、かなり突っ込んだ検討をしていただいて、既にリーフレットや書式などもできているということをご紹介いただきましたが、今のご説明についてご質問、ご意見おありの方いらっしゃいましたらお願いいたします。では、木村委員お願いいたします。

(木村委員)

いただいた資料2-4の最後ページ〇〇さんの安全・安心プラン②についてですが、緊急時に居宅の訪問サービスを要望される方もいるかと思えます。例として記載されている臨時のヘルパー支援が必要になった場合、緊急時の安定していない利用者に支援して下さるヘルパーとしていつも通所しているところの職員さんが訪問して下さると、親としてはとても安心です。支援して下さる方も、初対面での支援は戸惑われるかと思えます。

これから緊急時の訪問の居宅支援が実施されるのであれば、是非考慮していただきたいと思えます。

(石渡代表)

木村委員ありがとうございました。支援してくれる人、支援される障がいがある方の関係性というのはとても大事で、今ご提案いただいたようなことについて、事務局、何かお答えいただけるようなことはございますか。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。そういった居宅訪問型の支援というのも、実は相談支援部会で、今後必要ではないかという議論をいろいろしているところでございます。ただあくまでも、この居室確保事業に関しましては、社会福祉施設等でのスペースを活用するというものなので、この事業にそのまま当てはめるのは難しいのですが、木村委員が仰っていたような、通所先の職員さんが訪問して実際に支援を行うほうが、急なところではヘルパーが来るよりも対応しやすいのではないかとということで、こちらに関しましては、また相談支援部会へ持ち帰らせていただいて、議論を続けさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(石渡代表)

相談支援部会に持ち帰って、居室確保とはまた違う枠組みの中でということですが、田中委員、何か補足していただけるようなことがございますか。

(田中委員)

今回のスタート時点では、居宅は入らないという認識でよろしいですね。そこをはっきり言わないと、分かり辛いと思えます。

(事務局：佐藤主査)

ヘルパーとしては、居宅介護という訪問支援がありますので、こちらの安全・安心プランで例示されたのも、そのヘルパーの支援ということになります。今

仰っていたのは、通所先の職員さんが、派遣できるような柔軟性を持つと良いのではないかということなので、これに関しては現制度内ではまだできていないことをございますので、今後の課題ということで、検討させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(石渡代表)

はい。じゃあ多分関連してのご意見ですよね。島村委員お願いいたします。

(島村委員)

よく理解できなかつたところがありまして、今の居宅確保事業と、この安全・安心プランの4番に、例で今仰っていたようにヘルパー、居宅でも支援というのが例で書かれていると思うのですが、これはここに書いておいても良いということですか。

(事務局：佐藤主査)

はい。そうですね。安全・安心プランに関しましては、広い概念で捉えておりますので、緊急時の居室確保だけではなくて臨時のヘルパーを頼んだり、もちろん短期入所も含めての緊急の想定をしたりとか、その方の状況に応じて、必要な支援をここに記入できるような形になっておりますので、イメージとしては、地域定着支援サービスというのが既にあるのですけれども、そこでもこういった台帳を作ったりするので、居室確保事業だけではなく、あらゆる資源を活用して、こちらに落とし込めるような作りとして想定しております。

(島村委員)

それでは、コーディネート機関では緊急事態が発生したときには、例えばこの居宅介護に相談していただけるということも有り得るということですか。

(事務局：佐藤主査)

あらかじめの想定というところなので、必ず居宅介護の事業所がいつでも発動できるという状況には残念ながらなっていないとは思いますが、状況に応じてそういったところをあらかじめ相談をしておく、可能性は広がると思いますので、可能性を広げるツールということで安全・安心プランを活用できればと思っております。

(島村委員)

ありがとうございました。

(石渡代表)

村松委員お願いいたします。

(村松委員)

居宅という話も出たのですけれども、居宅のヘルパーの場合、重度訪問介護の訪問先の拡大、病院等々への訪問がこの4月からOKになっているわけですが、この場合も訪問先として対象になるのかどうかということについて

はいかがでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

入院されている方の支援ということで、ヘルパーの臨時派遣が対象になるか、というご質問でよろしかったでしょうか。訪問先の拡大だと、病院へということになると思うのですが。

(村松委員)

病院に限るということなので、ここでは対象ではないとことでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

この安全・安心プランというのは、在宅の方を基本に考えております。ただ、活用する方法として、何かこちらで活用を在宅に限定してしまうとか、そういうことは特に考えておりませんので、柔軟な活用方法の一つとして入院されている方への対応ということも、考えられなくもないかと思えます。ただ、作りとしてはあくまでも在宅生活をしている方を想定して作っているのです、すぐわない項目も出てくるかと思えます。

(村松委員)

ちょっと違うかなと思ったのは、在宅の方で、入院をするのに訪問先の拡大が認められました。それと同じように重度訪問介護の訪問先の拡大として対象になるのかということです。

(事務局：佐藤主査)

在宅の方が急に具合が悪くされたときということでしょうか。

(村松委員)

そうです。

(事務局：佐藤主査)

入院をするときの臨時ヘルパー派遣ということでしょうか。そういったものも含めて、いろいろ想定されることを緊急時というところには落とし込めるかと思えますが、ただ一番メインで想定されたのは、ご家族の急な不在というところでもあります。これも活用方法の一つにはなるのかとは思えます。

(斎藤副代表)

私の村松委員の意見の受け取り方としては、重度訪問介護が今回拡大されたのだけでも、拡大の範囲は今のところ病院に限られていると。それをこちらの安全・安心プランだけではなくて、居宅支援のメニューの中に入れられるかというようなイメージじゃないかと思えます。先程ヘルパー派遣というのと、在宅で通所している職員さんの派遣など、今後考えてほしいメニューの中の一つに重度訪問介護というのを加えることは可能かというご質問ではないかと捉えたのですが、いかがでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

重度訪問介護サービスは、あくまでも国の制度なので、どれくらいの運用ができるかということは、確認しながらやっていかないといけないのですが、市としては、決められた国の制度の範囲で、できるだけ活用していきたいと考えておりますので、それを含めて検討させていただきます。

(石渡代表)

この安全・安心プランそのものの、具体的な検討をしているのは、相談支援部会という理解で田中委員、よろしいですか。もちろん、事務局と協力して、木村委員からご質問あった件に関しては、“在宅の方が家でいろいろな緊急時の支援を受ける場合に”ということで、その辺りも含めて安全・安心プランは検討されているということですので、その一つに居室確保というようなことも関わってくるということで進めているということですね。私も混乱しておりますが、この資料2-4の安全・安心プランというのは、あくまでも藤沢市民の方が、緊急的な対応が必要になったときに、どう安心・安全を確保するかという広い視点で検討してくださっていて、先程の重度訪問介護などのいろいろな公的サービスも視野に入れての安全・安心プランだという理解でよろしいでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

最初に居室確保事業から説明してしまったので、ちょっと流れが掴み辛かったと思います。申し訳ありません。安全・安心プランは非常に広い概念で、広く地域に浸透させていこうと始めております。その中の使えるツールの中の一つとして、居室確保事業やその他サービスということで考えています。最初に居室確保事業から入ってしまったので、ちょっと混乱させてしまったかと思えます。申し訳ありません。

(齊藤副代表)

私の整理も含めてですが、まず安全・安心プランというのは、サービス利用を必要とされる方、ほぼ全員が対象ということで考えて良いということだと思います。その中には、当然、医療的ケアが必要な方であるとか、強度行動障がいに対応が難しいとか、いろいろな問題を抱えている方も含めて全員対象となる。ただ、今回事業化された居室確保事業は、非常に限られた条件の中でやるので、まずショートステイをご利用いただくのが優先ということは、ショートステイが常々利用可能な方という前提が、そこに既にあるということに問題が残ると思います。ですから、医療的なケアがあることでショートステイが使えていないとか、様々な理由でショートステイが使えていない状況の方々は、なかなか対象になりにくい状況からスタートしている。ですから、この居室確保事業から漏れてしまう対象の方の安心・安全をどうやって担保するかというの

を、この中で考えるか、別枠で考えていく必要が残っているという状況だと思っています。

(石渡代表)

齊藤副代表、整理していただいております。ということで、木村委員に大事なご指摘をしていただいて、少しこの安全・安心プランで居室確保事業などの整理をできたかと思いますが、他にご意見のある方はいらっしゃいますか。北坂委員お願いします。

(北坂委員)

全体像が見えなくて、基本的な質問ですけれども、大体藤沢市の対象者というのはどのくらいを想定されているのですか。

(事務局：佐藤主査)

一つの目安なのですが、障がい福祉サービスを今利用されている方が、およそ3000人いらっしゃいます。その中には、通所系サービスのみ使われている方などもいらっしゃるのですが、すべての方が直ちに緊急的に支援が必要という訳ではないのですが、基本的に安全・安心プランの対象者というのは、このすべての方も対象ということになります。さらに言うと、まだサービスを使えていない方もいらっしゃいますので、そうすると、さらに多くの方が対象にはなると考えています。ただ、実際その中で、緊急な事が起こることに関しては、今までの業務の中でいうと、年間数件程度です。今回、広く周知することによって、少し緊急時に支援が必要な状況に対応するという機会が少し増えるかと思っております。以上です。

(北坂委員)

ありがとうございます。事前登録が、まずありきなもので、事前登録をまずすることの重要性というのは、ホームページ以外では周知徹底する方法はあるのでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

ホームページのほか、このチラシに関しましては、基本的には障がい福祉課や相談支援事業所で配布をしようかと思っております。支援者側の少し準備が整いましたら、もう少し周知の幅を広げて、広く周知できるような形で考えております。

(石渡代表)

ありがとうございます。安全・安心プランのようなフォームに情報が整理できていると、本当に安心して藤沢で暮らし続けられる一つのきっかけになると思えました。ありがとうございます。他に今までの議論について、ありますか。

(前田委員)

一保護者の意見として聞いていただきたいのですが、この資料2-4の〇〇さんの安全・安心プランを拝見していますと、強度行動障がいの方の問題の書き込む欄がありません。緊急時、本人は大変な混乱をしていると思います。なので、いろいろなことを想定しなければならなくて、やはり事前の聞き取りの中で、強度行動障がいの方の自傷行為とか他害行為、異食、破損行為、いろいろな行動を顕著に記載できると思うので、その聞き取りをこのプランの中に入れるのか、相談支援事業所できちっとした聞き取りをするのか、とにかくこのスクリーニングをしっかりとっておかないと、対策が取れないという不安があります。あと、このプランの様式の中に宿泊体験のある施設を例えば書くなど、どんなところだったら泊まれますというのを、事前の聞き取りや様式の中に落とし込んでおかないと、口頭で伝えていても漏れてしまうことがあるので、きちんと明確に記入しておくか、聞き取っておくというのが大事だと思うのと、突飛な考えですけど、ビジネスホテルの利用というのは、どうなのかなと。通所施設を利用しているものから入所施設を見た場合、私は娘と二十何年前に児童の入所施設に、体験で親子で泊ったことがあるのですけれども、あの生活をしている人たちの中に急に混ざって泊まるのは、すごく大変だし、入所している方々、お子さんたちも非常に動揺されます。そこをきちんとシェアして泊まれるスペースが確保できればいいですが、双方に嫌な体験になってしまうとしたら、それはすごく残念で、この〇〇さんの安全・安心プランというよりは、〇〇さんの不安プランになってしまうので、入所や短期入所の設備が整っている場所に限定しないで、通所の40~50人規模の事業所であれば、畳やフローリングにソフトマットを敷いたりして、寝られるスペースを作る事の方がいいと思います。通所の方が施設の中に居るのは8時間弱くらいで、他の16時間は居ないので、セキュリティの問題や人の問題はたくさんあると思うのですけれど、通所施設を利用するのもいいと思いますし、本人がどこに泊まれる、どこに泊まりたいという部分を少し聞き取っていけるなら、ビジネスホテルやその他の宿泊施設も、資源の開拓という意味で、民間の施設を使うことを念頭に入れてこれを運用していくのも、いいと思っております。失礼いたします。

(石渡代表)

前田委員、また新しい提案をありがとうございました。強度行動障がいについてとか、それから今まで体験している宿泊施設を書き込む。またビジネスホテルの活用ですとか、高齢でやっているお泊り型デイサービスみたいなご提案を障がい分野でもといただいたのかと思うのですが、この辺りは、相談支援部会等で、持ち帰ってご検討いただくことがよろしいかと思いますが、田中委員何かありますか。

(田中委員)

ご質問ありがとうございます。部会や事務局とも、慣れた通所先にそのまま泊まれるというのも、議論の中では想定してきました。ただ今後、居室確保事業に関しては、締結を結んでいく中で、例えば通所施設が受けてくれますと手を挙げてくれた段階で夜間も大丈夫なのかというところは、今後確認が必要だと思います。昼間の時間帯で緊急事態が発生した場合には、通所施設の職員さんも当然いるわけですが、夜間帯は、通所事業所の職員がそこに待機しているとは考え辛いのと、365日緊急があるということで、待機してくださいということまで問えないと思います。そこは課題として受け止めています、ビジネスホテル等々、僕らも良い提案という感覚は持っているのですが、居室確保事業となったときにビジネスホテルと契約締結を結ばなければいけない。365日部屋を確保してもらわなければいけないとなったときに、どういう契約をするのかというのは課題の一つで、まだまだ今回のように皆さんからたくさんご質問いただいています、とりあえずこの形でスタートさせていただいて、とりあえずやってみて、課題が積み上がっていくと思いますので、今日のご意見等々も含めて今後部会で議論していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(石渡代表)

田中委員ありがとうございます。相談支援部会などでも検討してくださっていたということですが、まずスタートしてみたところで、状況をみながら、ご提案など生かせる方法を考えていただけるということです。大事なご指摘をたくさんいただきまして、ありがとうございます。議題の2番目、地域生活支援拠点の関連でご意見をいただきましたが、他に何かこのことといった方がいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。そうしましたら次の3番目、障がい者相談支援事業が目指す方向性の案についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。引き続きまして、当日配布となりました資料3をお手元にご用意お願いいたします。こちらに関しましては、今年度の相談支援部会でもご意見をいただながら、障がい福祉課でまとめさせていただきました。相談支援事業に関しましては、いろいろなニーズや課題があるということで、承知しております。第5期の障がい福祉計画でも相談支援の強化ということをやっているところでごございまして、第5期障がい福祉計画の終わる平成32年を目途に、障がい者相談支援事業の方向性というところを整理していきたいと思って、こちらの資料を提示させていただきましたので、説明させていただきます。当日配布の資料なので、少し丁寧に説明させていただきます。15本のスライド、8ページの構成になっております。1ページ目の下から説明させ

ていただきます。現在の障がい者相談支援事業所、藤沢市の委託で運営されている相談支援事業所に関しましては、1カ所の基幹相談センターと障がい種別ごとに6カ所の相談支援事業所に委託して実施しております。こちらの資料に関しましては、障がい福祉計画の方向性と藤沢型地域包括ケアシステムの2020年に向けた短期目標の一つである地域の相談支援体制づくりの実現に向けてというところも含めて、検討をしていくところになります。こちらの地域包括ケアシステムと障がい福祉計画の趣旨を踏まえて、誰もが安心して相談できる体制ということで、平成32年度を目途に目指す方向性を示しております。1枚ページを捲っていただきます。2ページ、まずは障がい者相談支援体制の現状およびこれまでの取組ということで整理した資料でございます。2ページ目の下、3スライド目になりますが、現在の委託相談支援事業所および基幹相談支援センターの配置を示したところでございます。現在、委託相談支援事業所ということで、湘南台地区にございます、かわうそ。身体障がいの方を対象とした相談支援事業所でございます。六会地区にある、ふらっと。こちらは知的障がいの方を対象とした事業所です。藤沢地区にあるおあしす。こちらは精神障がいのある方を対象とした事業所。石川地区にあるマロニエ。こちらは重症心身障がいの方を対象とした事業所。辻堂地区にある発達障がいの方を対象とした相談事業所リート、高次脳機能障がい相談支援事業所チャレンジIIがございまして。あと基幹相談支援センターとして、同じく辻堂地区にえぼめいくを配置しているところがございます。基幹相談を除いて、障がい種別ごとに委託しているような状況でございます。対象エリアは、すべて市内全域が対象エリアということでございます。こちらのエリアや対象種別を見直ししていきたいというのが、こちらの資料の主旨でございます。2ページ目の下、障がい者相談支援事業所とその役割についてまとめたものでございます。市の委託とされている事業所が、基幹相談センターと6カ所の委託相談支援事業所でございます。相談支援事業所に関しましては、個別給付ということで、サービスとして運営されているようなところがございます。指定特定、指定障がい児相談支援事業所に関しては、計画相談を担う事業所です。指定一般相談事業所に関しましては、地域移行支援、地域定着支援、精神科病院や入所施設からの地域移行、及び地域定着を目的とした事業所で、大きく分けてこの4つのタイプがあります。3ページ目の上の資料ですけど、こちらが今までの障がい者支援事業の変遷をまとめたものでございます。平成18年度から市の委託ということで、まずは3カ所の事業所からスタートしたところがございます。見ていただくとわかるのですが、障がい者数の増加に対応するため、障がい種別に対応するために、少しずつ事業所数を増やしていった経緯でございます。平成24年度から計画相談、障がい児相談が制度としてスタートしまして、ここから委託相談

というカテゴリーと計画相談というカテゴリーに分かれていきます。平成25年度に基幹相談支援センターえぼめいくを開設いたしました。そこから今まで基幹相談支援センターと委託相談支援事業所合わせて7カ所ということで推移しています。基幹相談の人員強化や今年に関しては、リートに臨床心理士を配置するなど、少しずつ強化してきた経緯がございます。4ページ目お捲りください。こちらに相談支援部会や総合支援協議会で出た、相談支援体制の課題についてをまとめて整理したものでございます。カテゴリーとしては、総合的な相談窓口、身近な相談窓口、連携強化・構築、人員の強化と育成、多様な手段による相談、情報の周知ということで分類しております。課題として言われているのは、障がい種別や年齢に分かれていて、なかなかどこに相談していいかわからない、身近なところになかなか相談支援がない、そういったことが言われております。例えば、あらゆる相談をワンストップで受け止める窓口が設置されたら良いのではないか、気軽に相談できる身近な場所に窓口がおかれていたら良いのではないかと、といったところが課題と言われてきたところでございます。相談支援専門員の人員不足や委託の相談支援事業所が計画相談と兼務している状況で、なかなかその支援が十分に展開できないところを解決できないかというところでございます。課題を踏まえまして、今までの方向性ということで、検討結果が4ページ目の下に記されています。平成28年度、一昨年に障がい者総合支援協議会でも、いつでも誰でも相談したいときに相談できる体制。安心、信頼して相談できる体制ということで、まとめているところでございます。藤沢型地域包括ケアシステムを推進するということを前提に、委託相談の在り方の検討、人材の育成、他機関連携の強化について、総合支援協議会のまとめを踏まえて、昨年度作成しました第5期ふじさわ障がい福祉計画における方向性についても、1カ所2人、平成32年度に向けて今7カ所ある相談支援事業所を8カ所に増加し、相談支援従事者の見込み量を算出しているところでございます。そういった方向性を踏まえまして、相談支援事業所の役割として、今地域で実際どのようなことを求められているのか考えていって、相談支援部会でも意見をいただきながら、まとめさせていただいております5ページ目、相談支援事業の目指す方向性でございます。相談窓口ということで、ここが一番のポイントです。障がい者地域相談支援センターということで、4カ所配置しております。今まで身体障がいの方を対象とした事業所、知的障がいを対象とした事業所、精神障がいの方を対象としていた事業所に関しましては、障がい種別ごとではない形で展開していくような形で編成しております。さらに障がい福祉計画に沿って1カ所増加の想定でこちらのイメージを出しておりますが、4カ所を障がい者地域相談支援センターというワンストップで受けられる相談支援事業所ということで検討しております。北部、中部、西南

部、東南部ということで、10万人前後のエリアに対して1つの相談支援事業所を配置するようなイメージでございます。こちらの予算や相談員数につきまして、人員強化の必要性も叫ばれておりますので、考慮した上で今後検討して行くこととなります。専門相談窓口として重症心身障がい、発達障がい、高次脳機能障がいという専門的な支援が必要な窓口と基幹相談支援センターにしましては、継続して実施を想定しております。相談支援事業の目指す方向性についてということで、5ページ目の下のスライドでございます。この障がい者地域相談支援センターがどのように地域で展開していくかということを示したところでございます。障がい者地域相談支援センターにしましては、10万人前後のエリアに対応ということで、各地域包括支援センター、各市民センター、公民館と連携をとり、エリア内での求めに応じての出張相談や地域のケア会議に参加し、より地域に密着して展開する想定でございます。地域ごとの課題を集約して、基幹相談支援センターと地域課題を共有する役割も担う予定でございます。6ページをお開きください。まず6ページの上のスライドにしましては、各相談支援事業所の役割をまとめた表でございます。下のスライド、相談支援事業の目指す方向性についてに移りますが、総合的かつ身近な相談窓口への展開ということで、ご本人やご家族が、その障がい種別にかかわらず、困りごとを相談できる身近な相談窓口としてわかりやすい形態とするということで、総合相談窓口として障がい者全体を対象とする相談支援事業として、ワンストップで相談できるような身近な相談窓口を4カ所を実施し、重症心身障がい、発達障がい、高次脳機能障がいに対する専門相談窓口というのが1つ目のポイントです。2つ目のポイントとしては、地域における連携強化ということで、7ページ目の上のスライドでございます。総合相談窓口にしましては、4つのエリアに分かれます。各地区の地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー、市民センター、公民館などの相談機関とも密接な連携をとり、相談支援事業所を身近な配置にしていきます。地区割りについては、今まで相談してきた流れというのもございますので、利用者を制限するというよりは、相談支援のネットワークを構築するための整理ということになります。ご本人やご家族の希望を優先できればと思っております。最後に7ページ目の下のスライドですけど、藤沢型地域包括ケアシステムとの関連性を示したものになります。地域包括ケアシステムの短期目標の一つである、地域の相談支援体制づくりでございますが、地域の困りごとを丸ごと受け止め、総合的な相談支援を行うための連携体制、ネットワークづくりを進めます。身近な地域の総合相談の支援拠点として市民センター、公民館機能の充実強化を目指します。とあります。それを実際の障がいの相談に当てはめた場合、どのような困りごとや課題が起こるか、想定を下にまとめています。どこに相談したらよいかわか

らない、必要な支援やサービスに繋がりにくいといったことが起こると思います。困りごとを支えるために支援者が直面する課題としては、本人への関わり方がわからない、困りごとを聞いたあとにどのように支援に繋げていったらよいかわからないということが想定されます。やはり多様な相談機関を結びつける障がいの窓口というのが、地域に必要なではないかということでございます。最後のスライドが、実際地域の中で障がい者地域相談支援センターがどのように展開していくかというところを示したスライドでございます。障がいのある人の困りごとを丸ごと受け止めて支援を行うために、地域の必要な要素として、ご本人、ご家族にとって身近な相談窓口が地域にあり、何でも相談できる存在であること。相談を受けた地域の支援者が、すぐに障がい福祉に関する専門的な助言や支援を受けることができる。地域における障がい理解が進み、地域全体で障がいのある人を支える意識が芽生えるということでございます。障がい者地域相談支援センターの役割ということで、ご本人・ご家族が安心して相談できる窓口としての機能。より地域に踏み込んだ支援を行い、地域の身近な存在として認知されること。地域の支援者に対して、障がい特性や関わり方などの助言、支援、普及啓発を行うことで、支援者が障がいのある人に対する相談を我が事として捉えることで、地域で支えるネットワークが形成されることを期待し、今後、地域相談支援センターが担えればというところでございます。ずらずらと説明をさせていただきましたが、こちらの資料に関しましては、確定したものではありませんが、今回が外部に出す最初の機会でございます。総合支援協議会の皆様からのご意見をいただいた上で、少しずつこれを修正したり、変更したり、強化していくので、この相談支援事業の在り方というところの趣旨を踏まえていただきつつ、多様な意見をいただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(石渡代表)

とても分りやすい、これまでの藤沢の相談の流れと藤沢型地域包括ケアシステムという国の動向なども踏まえた新しい相談の在り方をご説明いただきました。一時間程経っておりますので、ここで10分間ほど休憩を取らせていただきます。休憩中に今の説明についての質問、ご意見等をまとめていただき、50分から再開いたします。ありがとうございました。

—休憩—

(石渡代表)

予定の50分を過ぎましたので、再開させていただきたいと思います。休憩前に藤沢の相談の在り方ということで、この協議会では、地域で暮らす大事な

テーマだということで、相談について継続して検討をしてきたものが、説明していただいたような形に整理されてきたということで、それぞれのお立場でいろいろご意見・ご質問あるかと思imasので、どなたからでも結構ですが、お気づきになった方どうぞ。では、新城お願いいたします。

(新城委員)

藤沢市視覚障がい者福祉協会の新城です。端的に質問しますけれども、私のこれまでの経験からすると、例えば中途失明したときに、どういった相談して自分の気持ちを立て直していったら良いかを考えたときに、同じ障がいを持つ視覚障がい者の相談やアドバイス、支援がものすごく有効です。同じ障がいを持つ人たちの位置付け、このネットワークを当事者の団体として位置付けていくといったようなことが必要ではないかと思imas。同じ意味で、やはり親の会もいろいろなノウハウを持っているし、相談ということで非常に大きな力になるかと思imas。親の会も同じ意味で、きちっと位置付けていく必要があるかと思imas。以上です。

(石渡代表)

新城委員、大事なご指摘をありがとうございます。確かにそういう視点については、触れられていなかったと思imas。同じお立場の障がい者や親御さんが大きな力を発揮していたというのは、委員の皆さんも感じているところでしょうし、精神障がいの分野も当事者の方がすごく活躍してくださっています。この辺りについては、今までこの相談体制の検討の中で話題になっていなかったような気もするのですが、何か議論ありましたか。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。当然ながら当事者の方、いわゆるピアカウンセリング的な要素というのは、必要になってくると思imas。8ページ目の最後の図の中に福祉相談員がいて、こちらが市で任命している当事者の方や当事者のご家族という相談員でございます。こういったネットワークの中に、やはり障がい者団体なども、当然ながら連携の要素も入ってくると思imasので、図の見せ方も今後検討させていただければと思imas。

(石渡代表)

ありがとうございます。たぶん新城委員が仰ったのは、福祉相談員という位置付けの方だけではない、当事者団体などとの関係性だと思imasので、その辺りはもう少しご検討いただいたほうが良いかと思imas。今の事務局の説明について、新城委員何かございますか。

(新城委員)

石渡代表が言ったとおりですけど、団体としての位置づけとか、我々視覚障がい者福祉協会としては、地域の活動支援センターというようなものの設置を

通して、ピアカウンセリングとか当事者、失明者に対する当事者支援を考えていますので、そこを含めて第5期ふじさわ障がい者福祉プランへの反映ということを含めて考えていただければと思っています。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。またとても大事なご指摘をいただきました。当事者や親御さん達が活躍をしてくださると、福祉教育とかにもいろいろ新しい流れができてくるのではないかと思います。是非きちんと位置付けて、動いていただけるようなシステムを検討していただけたらと思います。他に相談関連の説明について何かご意見いただける委員の方、いらっしゃいますか。では、木村委員お願いいたします。

(木村委員)

育成会の木村です。今回の平成32年度の相談支援体制というのは、藤沢型地域包括支援にすごく属している改革だと思うのですが、前に相談支援部会で委託相談と計画相談の業務の分担がなかなか上手くいかず、委託相談が計画相談支援の書類を書くなど、なかなか業務の住み分けができないと聞きました。障がいの息子がいて、高齢の親がいてという状態だと、総括して一つの窓口で相談ということでは、すごく効果的で事業化するとすごく良いと思う反面、障がい者だけの相談に目を向けてみると、うちはサービス等利用計画の計画相談に関わっています。そうしますと、もし何か相談したいとなりますと、この4つの障がい者地域相談支援センターに行くのではなく、業務外になってしまうのですが、計画相談員さんのところにやっぱり相談に行ってしまうというのが正直あります。やはり委託相談もサービス利用する際には、計画相談のサービス利用計画の書き換えがあるので、密接に関係があると思います。そうするとまたその業務分担があやふやになってしまうと思うので、もし計画相談を利用している人が委託相談の内容であったとしても、最初は計画相談員に相談して良いのか、というところを聞きたいのです。

(石渡代表)

田中委員、その辺りは、何か整理をされていますか。利用する人にとっては、委託だから計画だからではなく、“この人に相談したい”みたいなことになると思いますが。

(田中委員)

基本的には、一番相談しやすい方に相談すれば良いと思っています。役割として、計画・委託・基幹というのがあるのですが、あくまで役割という考え方でよいと思います。計画相談の方に相談して、計画相談の人でやりきれない部分は当然委託がカバーしていくという流れで、三層構造になっているとっただいて、助けを求められれば委託相談が動く。委託相談がヘルプを出せ

ば基幹相談が動くみたいになっています。まずは、一番相談しやすい人に相談して、そこからどう連携とっていくかなので、当然に計画相談支援の人が計画だけという話ではないので、一般の相談も当然入ってくるという考え方で良いと思います。

(石渡代表)

非常に心強いコメントをいただきましたと思います。相談しやすい人に繋がれば相談の内容によって、相談員同士で連携をして対応していただけるということですので、その辺りのところも含めたケアシステムだという理解を改めてさせていただけたかと思います。ありがとうございました。他に相談関係、何かございますか。齊藤副代表、どうぞ。

(齊藤副代表)

今まで障がいというと、やたら分野が多岐にわたっていて相談しにくいと高齢の方や一般の方から言われることがあって、これを解消していけるのかなと思いつつ、エリアを区切って考えてみると、13地区、14地区というエリアをそれぞれ1つのところがやっている介護保険に対して、4つの事業所で見るとことになると、対象のエリアは少ないにしてもエリアは4地区分あるということになってきます。仮に各エリアに一人ずつ対象者がいたと考えると、4倍の仕事量になってしまう部分も、もちろん全部とは言わないので、業務量は読めませんが、適正な業務に対する配置の考え方みたいなのは、どのように考えていらっしゃるか、今現在での考えで結構ですので、検討していることがあれば教えていただきたいと思います。

(石渡代表)

事務局、お願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。人員体制に関しましては、確定的なことはまだ決まっていませんので、資料に記載されていませんが、少なくとも今ある課題として委託相談と計画相談を兼務しているところを少し整理したいと思っています。あとは実際の配置ですけど、今現在では、各事業所に2人の想定でございます。兼務を整理して、あと1カ所事業所を増やすとこの計画の中に記載していますので、人員的に強化されるのではないかと考えております。ただ、これはまだ全然確定しているものではないので、皆様からのご意見をいただきながら、引き続き受け止めさせていただければなと思っております。

(石渡代表)

ありがとうございました。人員や、いかに相談員の方に力を付けていただくかとか、システムだけではない課題もいろいろとあるかと思いますが、ありがとうございます。他に何かありますか。では、戸高委員お願いします。

(戸高委員)

おあしすという事業所をやっていることもありますので、この辺の流れをうちの理事会・評議委員会に情報として、将来的にどうするか情報を提供したのですけれども、1つはエリアになったときに、エリア限定の対象みたいになってくるのかどうか。エリアが決まって、今関わっている人のエリアが違った場合にどうなってくるのか。また、そのエリアがどうなるのかというのがありました。あと、先程の資料8ページに、市民センター・公民館の充実・強化するとありました。市民センターは、地域福祉計画の中にも位置付けられていて、市民センターというのは地域の中でどういった役割をしているのかと、すごい課題がある中で、その地区の役割を担って、ネットワークがきちっとできていないと、これは絵に描いただけになるだろうし、例えば福祉窓口が今、センターにあります、そういうところの関係とかCSWが配置されていたり、いろいろなものが散りばめられているのですが、そのまとめ方とかがどうなっているのか。CSWに関してはかなり広域配置をされていますけれども、配置されている中で何が今課題なのか、あんまり聞こえて来なくて、今の課題みたいなことが、大きな形になったときにどうなるのか心配があります。これは、障がい福祉課のところでは絵が描かれて、当然ここの絵の中に入っている部分では、市内でかなりきちっとした調整をして、ちゃんと了解されて行かないと、市民センター長が、「いや、そういうことは知らないよ」となったらどうしようもないと思うので、なかなか難しいのかなというのと、うちは精神障がい者のところをやっているのですが、かなり広域になるので、先程も石渡代表が言われたように、センターの職員の力量が試される。その役割が非常に試されるところで、これを担うことは、結構大変だと思っはいるのですけれども、実際これがうまく稼働するための課題というのをきちっと整理して解決していかないと、見切り発車では済まないという気はしています。

(石渡代表)

戸高委員から相談システムの課題ということで、広域対応をされていて、精神障がいの方の相談をおあしすが対応してくださっていますが、4つに分かれたときのご本人の相談しやすさ、それから市民センターの相談における役割、職員の力量というところが出ましたので、これはすぐに回答ということではなく、課題として上手く機能するように検討を進めてほしいということでしょうか。ありがとうございます。ほかに何か相談関連でありますか。では、どうぞ前田委員。

(前田委員)

お恥ずかしい話ですけど、私は家に、家電の下に娘が使っている、日中のサービス、相談しているところ、短期入所、こうなったらここというように、

事業所の電話番号を貼りだしています。私に何かあったときに、家族が困らないように貼り出していますが、それを家族がちゃんと理解しているかどうかは不明です。コミュニティソーシャルワーカーの電話番号と名前を電話の下に、ちゃんと貼り出しているのですが、コミュニティソーシャルワーカーは、いったいどんな方で、どこにいて、どんな仕事をしているか全然知りません。非常に自分は無責任だと思っていますが、家族がむしろ私に何かあって困ったときに、とにかくどこかに電話しなさいみたいに電話に貼り出しているだけで、この際、コミュニティソーシャルワーカーがどこにいて、どんな活動をしているのか、少し教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(石渡代表)

地域福祉などでとても期待をされているコミュニティソーシャルワーカーで、これは社会福祉協議会の小林委員にご説明をお願いします。

(小林委員)

C SW、コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、現在8地区に配置をしております、基本的に社会福祉協議会の職員です。事業としては、市から委託をされている事業の一つになります。基本的には各地区に担当制を敷いています。例えば長後地区であれば、長後地区のセンター・公民館、それから地域団体、公的な地区地域社協、自治会、連合会、防犯、様々な団体があります。その他オフィシャルではない任意団体の皆様もいらっしゃいますので、そこの連絡、あるいは顔繋ぎをして、様々な情報を集めています。平成27年から始まって、様々な地域の情報をC SWが仕入れるための活動を今現在精力的に行っています。その中で、相談等が拾い上げられれば、C SWがそこに入って行く、そういうような状況です。特に、相談で多いのは、例えば地域のゴミ屋敷の問題であるとか、生活にかなり困っている方、それから福祉的な支援を必要とされている方などの個別の相談が多いです。その中で関係者と一緒に相談に乗って、できるだけ良い方向に解決できるような活動をしていく。概況はこのようなところです。

(石渡代表)

先ほどの8ページの地域包括ケアシステムの図にも、C SWが入っています。8人と仰ったけれども、これが13人に増える見込みとかはあるのでしょうか。動き方とかを考えると、それは行政ですか。

(片山福祉健康部長)

すみません。色々と財源が伴いますもので、市の委託で今配置させていただいていますけれども、基本的には13地区全地区を目指しています。3人から始まって5人、8人ということで段階的に増やしています。課題もありますし、状況を見ながら地区の活動をやっていただいているのですけれども、来年度の

予算要求をして査定をしていただくという部分がありますので、なかなか確定的なことは今申し上げられません。けれども我々としては、来年度も増員をさせていただいて、来年度で13地区全部というのは難しいかと思っておりますけれども、目指していくというところは、お伝えしておきたいと思っております。個別支援と地域づくりを併せてやる専門職です。専門機関を上手く繋いで、とにかく寄り添い続ける。何か問題があってもどこも受け止め手がなくても、必ず断らずに寄り添い続けるというのがCSWの一番の特徴です。それと個別支援だけではなくて地域全体をサポートする、地域づくりを支援していくという、そこに大きな目的を置いています。支援を通じた地域づくりといったものです。

(石渡代表)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他に相談関連のところでもかございますか。では次の議題、成人期における支援課題ということで、事務局が整理してくださっていますので、ご説明をお願いしたいと思います。

(事務局：鎌田主任)

成人期における意見のまとめということで、お手元に資料4をお寄せください。今回は成人期を18歳から19歳、20歳から39歳、40歳から64歳ということで、ライフステージごと3つに切り分けまして、それぞれ前回と同様にカテゴリー分けをした中で、取りまとめをお伝えしていければと思います。よろしく申し上げます。では、18歳から19歳における支援課題についてですけれど、まず日常生活の部分につきましてお伝えします。こちらでは、学校から地域へということで、環境が大きく変化しております。その中で、環境変化に着いていけなくて、不適応行動を起こしてしまう方が中にはいらっしゃるというご意見が多く寄せられております。そういった状況があるので、支援者の方々につきましては、障がいの理解や環境調整ということが求められているというご意見がございました。続きまして、医療・健康・療育についてです。医療の世界でも子どもから大人という扱いが出てくるということで、かかりつけ医を変更していく必要が出てきております。ただ、なかなか障がいに理解のあるお医者様が上手く見つけられないというような状況があるようで、ご家族は非常に苦労しているというご意見が多く寄せられました。ご家族が探して行くときに、どこのどなたに相談していいのかも分からないというような状況もございまして、そちらも大きな課題になっております。ページ捲っていただきまして、日中活動についてですけれども、こちらにつきましても日常生活と同様に、環境の変化というものが大きな要因になっていて、通所先や他の場所でもご本人がご苦労されているケースが多いようです。特に夕方の時間帯で、児童期.では、放課後等デイサービスが使えていたのですけれども、なかなか上手くそれに代わるサービスが見つけられない。なかなか上手く利用ができないと

いったご意見、現状があるようです。そういったところでご本人が苦勞しているという状況が見えてきております。続きまして、経済的な部分になります。隣のページになります。ここでも先程と繋がってしまっていますが、やはり夕方の部分が大きな課題、問題となっております。夕方のサービスが上手に使いなくなるといった状況がある中で、ご家族がそれまでできていた仕事を辞めたり変えたり、そういったことが出てきておまして、ご家庭にとってに大きな影響を及ぼしているというご意見もいただいております。続きまして、相談・支援・サービスのところですが、ここも何回もしつこいですが、夕方の部分というのは、非常に多くのご意見をいただいております。やはり、放課後等デイサービスに替わるサービスがなかなか見つけられなくて、利用が難しいということが非常に多く出てきております。また、重度心身障がいのある方や医療的ケアが必要な方々につきましては、通所先それから短期入所の受入れ先がなかなか見つけられないというところで、苦勞しているとのこと。相談支援につきましては、利用したくてもなかなか現状を受け入れていただけないというご意見も多くいただいております。4ページ、住まいについてです。こちらにつきましては、将来を見据えて在宅生活ではなく施設での生活を選択したというご意見や、入所先の選定で、なかなか空きがなくて施設探しに苦勞してきた、苦勞しているというご意見をいただいております。以上が18歳から19歳のところ。続きまして20歳から39歳における支援課題についてです。日常生活につきましては、異性とのコミュニケーションなどで支援者の方々が苦勞しているのご意見をいただいております。あとこれは障がいの種類によってだと思えるのですが、やはり社会経験の少ないことで、ご本人が周囲と自分を比較して自信をなくしてしまったりというご意見もいただいております。将来に向けてですが、やはり親亡き後にどう生活をしていけば良いのか、ご家族の立場での不安を訴えるようなご意見もいただいております。続きまして医療・健康・療育の部分ですが、こちらにつきましては、そろそろ生活習慣病を心配するお声が多く寄せられておまして、医療機関の方々に対しても障がいに対して理解をしてほしいというご意見、将来的に成人病に備えていくにはどうしていけば良いのかというご意見が中でも多くありました。日中活動につきましては、やはりこれまで学校中心の生活で、余暇活動、運動の機会がたくさんあったということだと思えるのですが、なかなかそういった機会が得られないということで、家庭の中、それから地域での余暇活動をどのように行っていくのかということをご重要視するご意見が多く寄せられております。就労につきましては、ご本人の特性をよく理解していただいた上で、就労の環境、もしくは継続するための支援をどのようにしていくのが多くの意見でございます。続きまして、経済的な部分についてですが、こちらに

つきましては、これまであまり経験がなかったということが前提になっていると思うのですが、金銭管理をご本人が学ぶことがここでは出てきております。学んだ上で金銭管理を行っていくと、できるようになるというご意見が寄せられております。また経済的な支援ということにつきまして、一律の分配ではなく、ご本人の状況に応じて分配を変えて行くようなことも考えの一つではないか、というご意見もいただいております。続きまして、相談・支援・サービスについてですけれども、あらゆるサービスという表現になってしましますが、事業所の人材、サービス、数について不足しているのではないかとというご意見をいただいております。前の議題にも出ておりましたが、相談につきましては、どこに相談したら良いのかわからないとか、人が足りていないのではないかとというご意見もいただいております。39歳までの住まいについてですけれども、やはり障がい理由に住宅などの契約が難しいという現状があります。また、障がい特性に応じた住宅が少ないという状況もあって、実際に地域生活を進めて行きたくても、それが進んでいかないという現状があるということです。以上が20歳から39歳までの課題となります。続きまして、40歳から64歳ですけれども、日常生活につきましては、親亡き後というものがかなり現実味を帯びて差し迫ってくる状況がございまして、そのことに対するご意見が非常に多く出ていました。またその多種多様な生活状況に対しまして、住まい、それから権利擁護なども含めまして、支援者側の連携が非常に求められているという状況です。また進行性の難病の方につきましては、支援の切れ目が状況によって生命の危機にあるというご意見や視覚障がいの方々に関しましては、まだまだハード面で整えきれていないのではないかとというご意見をいただいております。続きまして健康・医療・療育。健康の部分ですが、ますます生活習慣病が増えていく中で、すべての方が自分の状況を上手に伝えられる訳ではないということがあります。そういった状況があるからこそ、支援者の方々にもご本人の体調の変化や早期発見・早期対応というところに主点・主眼を置いて対応していただきたいというご意見をいただいております。また発達障がいにつきましては、やはり診断可能な医療機関が少ないということと、なかなか具体的な支援に結びにくいというご意見も出ております。日中活動ですけれども、ここでは60歳前後の方々の日中活動の選択肢が少ないというご意見が寄せられております。通所の際、ご家族の対応には、体力的・時間的にも限界があるということで、移動支援などのサービスも本当は使っていきたいけれども、事業所の人材不足なので上手く使われていないという状況が報告されております。経済的な部分につきましては、今までの金銭管理ということよりは、やはり先ほどの親亡き後と結びついてくると思うのですけれども、財産管理のことについて触れられている意見も出てきております。あとは、重度の障がいのある方

につきましては、移動ということが非常に大きな問題になっているということがあります。その移動に関して、やはりお金を投入していかないと上手く行かないということが負担になっているというご意見もいただきました。相談・支援・サービスについてですけれども、こちらはこれまで、健康問題や生活が多種多様な部分にあるとか、将来どういう生活をしていくのかということが非常に関連してきていると思いますけれども、そういったことも見据えて、高齢分野の方々や医療の分野の方々との連携が非常に強く求められている。そういったご意見が多くこちらでは寄せられておりました。住まいについてですけれども、こちらは先程20歳から39歳までと内容がほとんど一緒になるのですけれども、やはり重度の方を中心に肢体不自由や医療的ケアが必要な方も含めて、障がい特性に対応できる施設やグループホームが不足している。そういった住居が少ないというご意見が寄せられております。最後になりますが、その他成人期の全体を通じてというところですが、日常生活につきましては、やはり障がいに理解を求めるとご意見、それから家族のレスパイト、緊急時の対応についての意見が寄せられております。健康・医療・療育につきましては、支援者の方々に対しまして、障がいの理解と適切な対応を求める、そういった意見が多く寄せられております。日中活動につきましては、障がいのある方の就労について、ご家族の理解が求められているのと、難病患者の方の家族に対する支援の重要性についてもご意見が寄せられております。経済的なことにつきましては、障がい年金についての知識やご家族が高齢になってからの金銭管理をどのようにしていくかということについてもご意見が寄せられております。相談・支援・サービスにつきましては、先程もお伝えしておりますが、市内におけるサービス全体見たときに、やはり人材が不足している。それからサービスの利用になかなか結びつかないというご意見を多く受けております。特に医療的な支援が必要な方、重度の障がいがある方々の受け入れ先が極めて難しいというご意見をいただいております。あと藤沢市の南部を中心に送迎サービスを行っている事業所が不足しているのも、なかなかサービスが上手く使えないというご意見をいただいております。こちら最後になりますが、住まいについてですけれども、サービスの不足から地域生活が困難になることや生活の場の変化、その他、手続きが複雑で難しいというご意見をいただいております。まとめといたしましては、今お伝えしたようになっております。前回も少し触れさせていただいておりますけれども、児童期、成人期でこのあと高齢期のご意見をいただこうと考えておりますが、ご意見を1枚の紙に落とし込んで、全体的にどういう課題が生じてきているのか、それが年代ごとなのか、全ての年代をとおしてなのか。カテゴリーごとで見てわかるようにまとめて、皆様にも検討の材料にさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたし

ます。事務局からは以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。成人期における支援課題について、皆様からご意見いただいたものをまとめてご説明をいただきました。少し話題が外れてしまっていますが、今朝の朝日新聞の折々のことばに佐々木正美先生の言葉が紹介されていて、家族の思いと本人の状況が関連して書かれていて、佐々木先生は家族への支援もすごく丁寧にやったださっていたことを思ったりして、余計な話ですけれども、いろいろな課題が改めて整理されたと思います。今のご報告について何かお気づきの方いらっしゃったら、お願いをしたいと思います。

(濱坂委員)

住まいの確保に対する意見について、他の団体も出しているのでしょうけれど、うちの団体に加盟する事業所から特に強く挙がってきました。団体に加盟しているある作業所の利用者で、精神障がいの方の事例ですけれども、親と同居されていて、実家から一人暮らしを希望していました。親に十分な収入がありますので、借りられるはずだけれども断られ続けて、その方は不動産屋を5件か6件くらい回られてようやく見つけて、という事例がありました。他の事業所でも同じような経験があり、障がいのあるという不動産屋で断られるということが多く、しんどいという気持ち、これを強く意見として挙げてくれと言われて記入シートに書かせていただいています。それから全般的に基本の報酬単価が減っていて、加算をどんどんとっていかないと経営が成り立たないくらい厳しい状況にある中で、全般的に職員が足りないとか支援体制がどんどん厳しくなっていることをここで確認をしておいたほうが良いんじゃないかということで、記入シートにも挙げさせていただいております。それに関連することですけれども、本人の支援で相談支援体制が足りない。先程、委託相談と計画相談の整理をというような話もありましたけれども、知的の生活介護事業所から上がってきた事例ですけれども、生活介護から直接一般就労へ結びついた方が、就労して程無くして上手く行かなくて退職してしまったという事例がありました。その方が前にいた作業所にすごく恥ずかしい思いがあったのか、なかなか言えなかったそうです。計画相談に結びついていない方でしたので、どこも拾う場所がなかった。就労継続支援B型や就労移行支援だと、一般就労した後のフォローも事業として位置付けられているのですが、生活介護だったのが故にフォローが上手く行かなかったという反省も述べているのですが、その事業所が言うには、フォローアップ体制というところも含めて、そこは計画相談という言葉で連呼していたのですが、計画相談も含めて相談支援体制というのがもっと充実していれば、上手く行ったというようなところもあって、計画相談や相談支援体制などは、総合支援法のもとだとなかなか単価の問題で

充実して行かないところがあるというところで、みんなで考えられればということで、記入シートに挙げてくれという強い意見がありました。うちの団体では、こういった議論があったということを報告させていただきます。以上です。

(石渡代表)

濱坂委員ありがとうございました。いろいろなご指摘をいただいたかと思うのですけれども、特にこの不動産屋との関係は、あまり議論されていないところだと思います。相談関連に関しては先ほどのご説明で、これからの方向が見えてきたと思うのですけれども、特に濱坂委員から事務局に説明していただきたいようなことはありますか。

(濱坂委員)

そのことに関連して、住宅マスタープランに関するパブリックコメントが募集をされていたかと思います。それでうちの団体としてパブリックコメントに書かせていただいたのですが、担当課が住宅を管轄する部署だったと思いますので、福祉団体からパブリックコメントを入れさせていただきました。障がいのある人に対する配慮というところで、障がいをお持ちの方、息苦しさを抱える方に対して、住宅困窮というところで上手く行かないところに関して、私たちが何ができるのか意見を挙げさせていただきました。障がい福祉課ほか、福祉の分野からしっかりとフォローアップできる体制ができればと思っているのですが、何か事務局のほうでご発言いただけることがありましたらお願いいたします。

(事務局：片山福祉健康部長)

すごく大事なご意見ありがとうございました。今のお話は、障がいの分野に限らず、高齢者、或いはひとり親の家庭、はたまたDVの被害の方など、住宅確保要配慮者への支援という形になります。要するに住宅をなかなか借りられない、貸す側が貸し渋ってしまうという現状があります。住宅マスタープランについても、市の所管は計画建築部門ですけれど、その会議には福祉健康部門も一緒に入っています。藤沢が目指す地域包括ケアの重要なテーマの一つに居住の支援、環境の整備というところがあるのですけれど、それが大きな取組テーマになっていて、住宅がなかなか確保できない方への支援をどうしていこうかという議論を庁内の関係部門が集まって、専門部会を作って議論しています。地域包括ケアシステム推進室の住宅の支援と計画建築部門の住宅政策、そこを今セットで取組を進めていて、当面は、居住支援協議会というの、市独自で作っていきたいと考えています。住宅マスタープランについては、もともと市の住宅政策ということで、困窮者の方だけに向けたものではないのですけれども、特にその視点を強く中に盛り込んでいただけるように福祉健康部がかなり入り込んでいるというのが現状です。現実的に確保できない方に対して、どう確保

するのか、答えがなかなか出てこない部分でもあるのですが、理解のある不動産屋さん或いは大家さんと個人的に繋がる中で支援をさせていただくケースがよくありますが、補償の問題ですとか、亡くなった後の事後の問題であるとか、あるいはバリアフリーの問題であるとか、今後は法制度が貸しやすい制度に少し変わって、公的サポートが入ることで、貸主も貸しやすくなるような仕組みができあがりつつあります。自治体もその制度をうまく活用できればと思っています。マスタープランのパブリックコメントについても、是非、福祉の分野の方にご意見を出していただけるとありがたいと思います。

(石渡代表)

ありがとうございました。この間、福祉住宅政策を検討している東洋大学の山本先生のお話を聞いたのですが、不動産に関して、福祉関係者が全然接点を持ってなくて、不動産屋が知的障がいの方に貸したけれど、結局追い出すことになってしまったという話を聞いて、不動産屋と福祉がネットワークを作っていくのはすごく大きな課題と実感しました。またこの辺りもこれからの検討課題になってくると、濱坂委員のお話を聞いて思いました。他に何かありますでしょうか。横川委員。

(横川委員)

意見をまとめていただいて、いろいろな課題やご家族、事業所の考えが上がってきている中で、是非やっていただきたいと思うのは、意見のカテゴリ分けをちょっとしていただきたいと思います。それが何のためかという、カテゴリを分けていただいて、どこがどの分野を担うのかをある程度明確にして、学校関係だったら学校、事業所関係だったら事業所、それぞれ明確にしていけないと、もったいないと感じていました。最初の1ページにある卒業後の進路先の新しい環境に馴染めないという課題があるなら、放課後の支援事業所として、卒業する前に何ができるかということが考えられるし、それは学校も考えられる。受け入れ先である事業所も考えられると思うので、例えば事業所連絡会に投げて、こういうのがあるから僕たちに何ができるかと考える機会にもなると思います。他に言えば、学校中心の生活だったため、地域との繋がりが希薄であるとしたら、これは通っている養護学校ではなかなか難しい。遠くから通学してらっしゃるので、じゃあどこができるか考えて、地区社協さんや公民館などの方に、「こういう課題があるから、障がいを持っている方でも参加しやすい場所、地域との繋がり作る機会を作っていこう」と落とし込めると思うので、ざっくりとカテゴリライズしていただいて、それぞれの関係機関に落としていただくと、検討もし易いと思いますので、お願いしたいところです。以上です。

(石渡代表)

横川委員ありがとうございました。事務局もどう整理するかすごく悩んでいて、とりあえずこういう形でご報告をしていただきました。実際にどう支援をしてくれる人達に投げられるか、まとめ方がすごく大事かと改めて思いました。ありがとうございます。他に何かお気づきの方はいらっしゃいますか。北坂委員お願いします。

(北坂委員)

今の関連で、全く私も同感です。できればそこに、責任者と行動計画と期限を一つのフォーマットにさせていただいて、藤沢市としてまとめていただきたいと思います。そしてもう一つ、こういう会議の中に、若い学生などが参加していただきたいと思います。今福祉を学ばれている学生達が何かの形で参加されて、意見を述べられる場があってもいいと思います。それを場合によっては、インターネットで公開をするというような方法も一つ考えていただければ、いろいろな情報が入ってくると思います。長くなりますけど、もう一つ。これは質問ですが、市で住宅の供給をされている募集チラシを何度か見たことがあります。そこには障がい者用住宅というカテゴリーがありますが、これは障がい者がなかなか住宅が見つからないというお話の中と、どう絡んできているのでしょうか。障がい者用住宅は、そのものが全く足りないということなのか。そこを教えていただけますか。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございます。この結果をどう整理して、どこに繋げるか。北坂委員からもご意見いただきましたが、また事務局でご検討をいただければと思います。あと障がい者住宅関連について、ご説明いただける方は、いらっしゃいますか。

(事務局：鈴木補佐)

北坂委員、ありがとうございました。今ご質問いただいた障がい者向け住宅の募集についてですけれども、市営住宅の主に一階の住居にご入居いただく障がいのある方向けの募集をしているものがあります。ただ部屋が空かないと、入れないということもございますし、空いていたとしても、地域などご本人の要求にマッチしない、もしくは条件的に入れないということもあります。それ以外にも、先ほどの濱坂委員からお話のありました精神障がいのある方とか、障がいがあることによって、不動産屋からお断りをされてしまうというようなお話もいただいております。実際、障がい福祉課でも、ご相談いただいた際に一緒に住宅を探すようなことも場合によってはありますが、やはり不足というか、ご本人様が住みたいという住宅と、なかなかマッチできない、マッチする物件がない、または、お断りをされてしまうというような要因があると考えています。

(石渡代表)

はい。ありがとうございます。そうしましたら、まだご意見ある方もいらっしゃるかと思うのですが、時間も迫って来ましたので、何かありましたら事務局へご意見いただければと思います。最後に、その他というところで、また皆さんにご協力いただきたいということで、高齢期の課題について事務局より説明をお願いしたいと思います。

(事務局：鎌田)

児童期、成人期に続きまして、最後に高齢期のご意見につきまして、またご依頼をさせていただきたいと思っております。これが最後になりますので、第4回総合支援協議会におきまして、全部ご意見が揃います。先ほどお伝えしたように類型化を行って、皆様にお示しできればと考えております。対象につきましては、皆様の母体の方々にもご協力いただいて、幅広くご意見いただければと考えております。提出に関しましては、12月7日金曜日が今回の締め切りとさせていただきます。なお、電子データにつきましては、またご依頼いただければこちらから送信させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございます。いよいよ高齢期まで到達しました。またご意見を寄せていただいたので、集計の仕方等は、事務局にて検討させていただきたいと思っております。予定の議題については終了しましたが、ご発言しそびれてる委員の方とか、皆さんにお知らせしたいというような情報をお持ちの委員の方がいらっしゃいましたらお願いします。では、新城委員お願いいたします。

(新城委員)

2点お願いします。1つ目ですが、前回も話題になったのですが、障がい者雇用の水増し問題に関して、神奈川県も水増しということが分かって、県内でも横須賀市、平塚市等々、水増しが出ているということがあります。改めて藤沢市では、障がい者雇用の水増しということはないのか、お答えいただきたいと思っております。特に障がい種別の雇用率あるいは、人数等含めて、詳細が分かっていたら教えていただきたいし、分からなければあとで資料提供でも構いませんので、よろしくお願いします。2つ目ですけれども、藤沢市の新庁舎、視覚障がい者にとってはバリアだらけです。非常に良くない建物だと思っております。そのことを昨年から、こういう改善が必要だということで、障がい福祉課にもきちっと伝えていきます。トイレに行くのに、一人で行っても何にもわからない。音声も点字もない。点字ブロックもない。この建物には、何の配慮もありません。それこそ、先ほどのバリアフリーではないですけれども、障がい者をきちっと社会の中で、一緒に暮らしていくという姿勢を見せるために、

こういう視覚障がい者を排除するような建物を作ってはいけないと思います。そういう今状況だから、一刻も早く改善してくれと障がい福祉課に言っています。別に無理なことを言うつもりはないので、すぐにできることと、少し時間が掛かるけどできること。大きな改修が必要なこと。いろいろと出てくると思うので、例えば点字の案内をトイレに付けるとか、人感センサーを付けるとか、エスカレーターの所で音声案内を付けるなど、そんなにお金も時間も掛からずにできます。もっと言えば入口のところで音声案内が出ているけど、小さくて聞こえない。ボリューム上げれば、もっと聞こえるようになるのに、それすらもしない。バリアフリーを進めていく民間企業に対して、この建物では、説得力ないです。バリアフリーにする、或いは街づくりにする。民間の建物に対して、きちっとしたバリアフリーを進めていくために、まずはこの本庁舎をきちっとしたバリアフリーにしていくということが、極めて重要であると思いますので、この2点ご回答お願いします。

(石渡代表)

新城委員ありがとうございました。そうしましたら、次回の総合支援協議会の際にお示しできるように、整理したものをお願いしたいと思います。それからバリアフリーに関しては、当事者団体と少し詰めていただければと思います。今後の課題とかも含めて、ご紹介をいただければと思います。東京でもバリアフリーの話題になったりするのですが、藤沢もオリンピック・パラリンピック開催地であるので、いろんな意味で前に進んでモデルになっていただきたいと思います。

(新城委員)

事務局から一言だけでもいただきたいのですけど。

(石渡代表)

事務局、一言お願いしてよろしいでしょうか。

(事務局：加藤補佐)

新城委員からご質問いただきました、1つ目だけ即答できる部分がありますので、お答えさせていただきます。藤沢市役所における障がい者雇用率につきまして、今年度確認しております。平成30年度の6月1日時点で、障がい者雇用率の2.5%。雇用率2.5%というであることを、藤沢市の人事・採用部門である職員課に確認をいたしました。時間も限られている中で申し上げますと、この障がい者雇用の問題と言ったのは、含めてはいけない方まで含めたという問題があったと思うのですけれども、藤沢市は障がい者雇用枠については、障がい者手帳の提示を必須としているというところで、現物の確認をした上での雇用率の積算ということです。診断書や口頭といったものによって、計上しているものではないということを確認いたしました。障がい者種別につ

いては確認しておりませんので、次回までに確認の上、報告をさせていただければと思います。以上です。

(事務局：安孫子参事)

私からは、2点目のご質問、バリアフリーの配慮が足りないというご意見に対して、お答えさせていただきます。この新庁舎は、1月から供用開始になりまして、新城委員も含めて当事者の方からご意見をいただいたところがございます。お話しいただいたとおり、早急に対応しなければいけないものも、もちろんございますけれども、市役所の庁舎整備を担当しております管財課に以前ご要望いただいたものについてはお伝えをして、対応について進めてほしいということで、私共から挙げさせていただいているところです。その後、具体的にまだ進んでいないところもございますので、そこは再度、障がい福祉課が責任を持って管財課に確認を取って、今の段階で何ができるかを整理しまして、もう一度、お返しをしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(新城委員)

今年度中に検討するように、お願いします。

(事務局：安孫子参事)

今年度、できるだけ早い段階でお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(石渡代表)

新城委員、大事なご指摘ありがとうございました。他の障がいの立場からしても庁舎のバリアフリーに関して、また何かお気づきのことがあったらご提案いただければと思います。それでは、斎藤副代表、研修のご報告をお願いします。

(斎藤副代表)

時間のないところ、すみません。法人協議会で10月13日に強度行動障がいの支援研修を行いました。この総合支援協議会に後援いただき、120の方が参加されて、福岡での事例ですけれども、検討していく中で、藤沢の中でもいろいろと考えなければいけないと、学習させていただきました。ありがとうございました。

(石渡代表)

ありがとうございました。本当に良い学びの場を作っていただけたと、感謝しています。他に何かございますか。これで進行を事務局へお返しいたします。どうもありがとうございました。

(事務局：安孫子参事)

石渡代表、どうもありがとうございました。委員の皆様も長時間に渡りまし

て、活発にご議論いただきましてありがとうございます。最後になってしまっ  
て申し訳ないのですが、本日お配りした名簿の5番目、医師会の木原先生です  
けれども、この度医師会の役割が変わったということで、今回は加藤先生ご出  
席をいただきました。次回、最後の総合支援協議会になりますけれども、その  
際には正式にご紹介させていただきます。第4回総合支援協議会ですが、年  
度当初にご案内させていただきました1月29日ですが、この件について皆様  
に、お諮りをさせていただきます。当初予定していました日程について、石渡  
代表のご都合が悪いということで、申し訳ないのですが日程を一週間早めさせ  
ていただきまして、1月22日火曜日。時間は同様に午前9時半からというこ  
とで、変更させていただきたいところですが、皆様いかがでしょうか。

(石渡代表)

私の都合でもし、ご支障がなければ変更していただけるとありがたいので  
すが、大丈夫でしょうか。申し訳ございません。ありがとうございました。

(事務局：安孫子参事)

ありがとうございます。それでは、次回は1月22日に開催をさせていただきます。  
改めてご通知をお送りいたしますので、ご出席につきまして、どうぞ  
よろしく願いいたします。それでは本日はどうもありがとうございました。